

資料第 3 目 次

第 525 回福井地方最低賃金審議会
(R 7 . 9 . 19)

項番	資 料 名
1	使用者側提出資料 令和 7 年度特定最低賃金について

令和7年度特定最低賃金について

特定最低賃金については、検討小委員会が開催され、電気、機械、繊維産業の改正の必要性の有無についての議論がなされたが、これを踏まえ使用者委員としての考えは次のとおり。

1 地域別最低賃金はその機能・役割を十分果たしてきている現在において、設定趣旨が曖昧（労使のイニシアティブ）かつ屋上屋を重ねる特定最低賃金は必要性が薄い。

2 労働組合を持たない「企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもの」としての意味は若干あるとしても、令和7年度の地域別最低賃金の引上げが額（69円:7%）は異常であり、使用者側が3要素を考慮して算出した額（30～40円程度:3～4%）を大きく超えていることから、電気、機械、繊維産業のいずれも上乗せする必要性はない。

3 検討小委員会で行われた、参考人の質疑応答でも

電気: エネルギーコストが大きく影響する業界。最賃が上がりすぎて価格が追いついていない。特賃でさらに引き上げることは反対（中小・零細企業は経営に大きく影響する）。最賃が1,500円になったら倒産する。

機械: 最低賃金の引き上げ幅が大きいのので、労働者全体的な引き上げを求められることになり、人件費の増額は高額なものとなる。設備投資が十分でない現状が見えており、業界としては厳しい。

繊維: 光熱費や人件費の高騰があっても、客に売る単価が上がっておらず価格転嫁も進んでいない（認められた場合は金額で1/3程度、認められたら発注が来なくなった例あり）。特賃の必要性はない。

等と答えており、どの産業においても特賃には否定的である。

以上、令和7年度の特定最低賃金の改正の審議は必要ないと考える。